

今回から数回に分けて、要介護認定適正化事業の訪問指導で助言いただいたことをお伝えします。



全般的に軽度者（支援1・2，介護1）の特記事項が少なすぎるとの指摘がありました。研修の模擬審査会で体感されたと思いますが、特記事項が充実していなければ被保険者の状態像を読み取ることはできません。

要介護認定は調査のみで完結ではなく、審査会に正確な情報を伝える役目があります。いま一度特記事項の記載について考えていきましょう。

其の1 『2・4群：頻度は数字と記号（〇回/□）で記入する！』

【あなたはどのように記入していますか？】

今月から頻度の書き方を数字と記号に統一します。

下記項目の記載内容について重点的に確認をしますので、ご協力をお願いします。

2-2 移動：場面・頻度・移動状態の記載

（例1）居室から食堂まで（毎食時）、排泄時トイレまで（7～8回/日）、入浴時浴室まで（3回/週）移動があり、右手で1本杖を突き左側を長女が支えて移動する。

（例2）屋内は1本杖を使用し移動する。長距離は車いすを長女が押して移動する。

2-5,6 排泄：排泄方法・頻度・昼夜の違い・失禁の有無（有はその対応方法の記載）

（例1）日中は、失禁することなく自動水洗のトイレでズボンの上げ下げに時間を要すが、排尿の一連の行為は自分で行っている（7～8回）

夜間は失禁することがあり（1～2回/週）、パットを使用することにより寝具まで汚染されることはないが、パッドが汚染しても自ら交換することはない。ポータブルトイレで自分で排尿（1～2回）、毎朝介護者がポータブルトイレの片づけをし、パットを交換するよう声掛けしている。

（例2）下剤を使用しているが、失敗することなく自分でトイレで排便している。（1～2回/2～3日）。

2-10,11 衣服の着脱：着脱の状況・頻度の記載

（例1）右足は麻痺のため膝を曲げることが難しく、長女が裾を広げ足を通し、左足は自分で穿くことができる。（2回/日）

（例2）5分くらい掛け自分で着脱できる。（2回/日）

前号【やってみよう!】の回答です。

<<座位保持>>

日中はギャッチアップしたベッドにもたれて過ごしているが、食事は食卓の椅子にもたれることなく10分以上座って食事をする事ができる。

1.できる 2.自分の手で支えればできる 3.支えてもらえればできる 4.できない

答え 1. できる

座位保持は1群「能力」の項目です。能力の項目は定義に一致して「できる」「できない」をテストしているものであって、生活の中で出来ているかどうかを問うているものではありません。よって「1. できる」となります。

～編集後記～

要介護認定適正化事業の訪問指導で多くの助言をいただきました。

今月はほんの一部ですのでこれから少しずつお伝えしていきたいと思います。

研修で使用した資料の基となっているものを動画で見ることができます。

とても分かりやすいので興味のある方は是非どうぞ。

<http://www.nintei.net/>

【平成28年2月1日 発行元：岡山市介護保険課 担当 竹下】